

日本で生活するときには、各種の行政手続き（住民登録、出生届、婚姻届、離婚届、死亡届、印鑑登録、国民健康保険、税金など）が必要になります。これらは、主に居住している市区町村役所で受け付けています。これらの手続きをすると各種の交付を受けることができます。

■住居地の（変更）届出

住居地の届出をすると、日本人と同様に、外国人住民の方についても住民票が作成されます。

・新たに来日された方

出入国港において在留カードが交付された方（注）は、住居地を定めてから14日以内に、在留カードを持参の上、市区町村役所の窓口でその住居地を届け出てください。

（注）パスポートに「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた方は、パスポートを持参してください。

・引越しをされた方

中長期在留者の方が、住居地を変更した時は、移転した日から14日以内に、在留カードを持参の上、移転先の市区町村役所の窓口でその住居地を届け出てください。

■マイナンバー制度

住民票のある外国人（中長期在留者、特別永住者等）には、日本人と同様にマイナンバーと呼ばれる12桁の個人番号が市町村から通知されます。この個人番号は、社会保障や税、災害安否等に活用されます。

◇マイナンバーカード

マイナンバーカードを受け取るには、申請が必要です。郵送やスマートフォン、パソコンなどで申請ができます。マイナンバーカードは、身分証明書として利用でき、自治体サービス、オンラインによる税金の申告などにも利用できます。

また、在留資格認定証明書交付申請や在留資格変更許可申請などの在留手続をオンラインで申請できます。

（マイナンバーカード総合サイト）

<https://www.kojinbango-card.go.jp>

在日本生活時、需要办理各种行政手续（居民登记、出生登记、结婚登记、离婚登记、死亡登记、印鉴登记、国民健康保险、税金等）。这些主要是由所居住的市区町村役所受理。办理手续后，即可享受各种福利待遇等。

■居住地的（変更）申报

向居住地申报后，外籍居民与日本人同样将制作居民票。

・新晋来日人员

在出入境管理局拿到在留卡的人员（注）请于确定居住地后14日之内，携带在留卡到市区町村役所窗口申报现居住地。

（注）护照后标注有“在留卡日后发放”的人员请携带护照。

・搬迁的人员

中长期在日人员的居住地发生变更时，请于搬迁后14日之内，携带在留卡到迁入地市区町村役所窗口提交迁入申请。

■个人编号制度

拥有住民票的外国人（中长期在日人、特别永住者等）将和日本人一样，由市町村通知获得12位的个人编号。此个人编号将用于社会保障、税务以及灾害安全等领域。

◇个人编号卡

要取得个人编号卡，您需要提出申请。

您可以通过邮寄、智能手机或电脑等方式申请。

个人编号卡可作为身份证使用，也可用于市政服务和网上报税等。

您还可以在线申请居留资格证明书或申请居留资格变更许可等居留手续。

（个人编号卡综合网站）

<https://www.kojinbango-card.go.jp>

■結婚をしたとき《婚姻届》

日本で結婚する場合、日本人配偶者は戸籍謄本を、外国人は下記の書類（提出書類が外国語の場合には、日本語の訳文も必要となります）を持って、居住地の市区町村役所に婚姻の届出をします。

自国の大使館又は領事館へ届出が必要な場合は、市区町村役所で婚姻届受理証明書をもって、届出をします。在留手続きや住民登録について変更がある場合は、それらの手続きも必要となります。

詳しいことは、市区町村役所に問い合わせてください。

◇必要書類

①婚姻届出書

（市区町村役所に置いてあります。）

②パスポート

③婚姻要件具備証明書（結婚する相手が独身であり、自国の法律で結婚できる条件を備えているということと、自国政府が証明した公的書類のことで、自国に戸籍制度がある場合には戸籍謄本がこれに当たります。）

- ・日本にある大使館又は領事館で発行してもらいます。
- ・日本語以外の言葉で書かれている場合には、翻訳者名を付けた日本語訳が必要です。

必要書類については、市区町村役所に確認してください。

■離婚をしたとき《離婚届》

夫婦のどちらかは日本人の場合、夫婦とも同意すれば、離婚することができます。下記の書類を持って、居住地の市区町村役所に離婚の届出をしてください。

夫婦双方が外国人の離婚については、居住条件によって届出することができない場合がありますので、詳しいことはそれぞれの大使館又は領事館と、居住地の市区町村役所で確認してください。

◇必要書類

①離婚届出書

②日本人配偶者の戸籍謄本

③日本人配偶者の住民票

④パスポート

必要書類については、市区町村役所に確認してください。

■結婚時“結婚登記”

在日本結婚時、日本人配偶者須持户口簿，外国人须持下列证件等（提交的证件为外语时，需要有日语的翻译版本），到居住地的市区町村役所办理结婚登记。需要到本国驻日本大使馆或领事馆登记时，应在市区町村役所领取婚姻登记受理证明书，再办理登记。在留手续与住民登记有变更时，也需要办理这些手续。详情请至市区町村役所进行咨询。

◇必需证件等

①结婚登记书

（市区町村役所领取）

②护照

③婚姻要件具备证明书（由本国政府证明结婚对象为独身，根据本国法律具备结婚条件的正式文书。本国有户籍制度时相当于户籍誊本）

- ・由驻日本大使馆或领事馆发行。
- ・非日文时，需要附有翻译者姓名的日文译文。

所需的相关资料请向市区町村役所进行确认。

■离婚时“离婚登记”

如夫妇一方是日本人时，双方都同意离婚时，须持下列证件等向居住地的市区町村役所提出离婚登记。夫妇双方都是外国人时，有时不能按居住条件进行登记，具体请向各自国家驻日本大使馆或领事馆、居住地的市区町村役所问询。

◇必需证件等

①离婚登记书

②日本人配偶者の户口簿

③日本人配偶者居民票

④护照

所需的相关资料请向市区町村役所进行确认。

■妊娠したとき《母子健康手帳》

妊娠したとき、市区町村役所に届出をすると「母子健康手帳」が交付されます。妊娠から生まれた子どもの予防接種、健康診査などを記録します。(→P31) 詳しいことは、市区町村役所に問い合わせてください。

■子どもが生まれたとき《出生届》

◇国籍

両親のどちらかが日本人で法的結婚をしている場合は、日本国籍が取れます。同時に、子どもが日本以外の国籍も取る場合は、22才までにどちらかの国籍を選びます。両親とも外国籍の場合は、日本で生まれても日本国籍を取ることができません。両親の国の法律に従って国籍を取ります。

◇出生の手続き

- ①子どもが生まれてから14日以内に出生地の市区町村役所の住民課に出生届を提出します。届出書は、市区町村役所にもありますが、通常、出産した病院で渡される出生証明書と一体になっています。
 - ・母子健康手帳の出生届出済証明の記載、乳幼児の医療費の助成、児童手当、国民健康保険に加入している人は出産一時金の申請や子どもの加入の手続きなども市区町村役所で併せて行います。
- ②自国の在日大使館又は領事館に出生届を提出し、子どものパスポートを受け取ります。
- ③日本で出生し、60日以上在留する場合は、出生から30日以内に居住地を管轄する地方入国管理官署に在留資格の取得許可申請が必要です。(→P23 出生による在留資格の取得 参照)

■子どもを養育するとき《児童手当》

子どもを養育している人は、中学校を卒業するまでの子ども1人につき、月額1万円(3歳未満と第3子以降の小学生までは1万5千円)の子ども手当が受給できます。受給するには、お住まいの市区町村への申請が必要です。詳しいことは、市区町村役所に問い合わせてください。

■怀孕时“母子健康手册”

怀孕时，向市区町村政府申报后，将发放“母子健康手册”。记录怀孕至孩子出生的预防接种、健康检查等信息。(→P31) 详情请至市区町村役所进行咨询。

■孩子出生时“出生登记”

◇国籍

如果父母中有一方与日本人按照法定结婚时，可以取得日本国籍。同时，若孩子取得日本以外的国籍时，22岁之前需要选择一个国籍。父母都是外国籍时，即使在日本出生也无法取得日本国籍。将按照父母所在国的法律取得国籍。

◇出生登记

- ①孩子出生后，须在14天以内向出生地的市区町村役所居民课办理出生登记，登记表可在市区町村役所领取，通常与分娩医院领取的出生证明书为一体。
 - ・母子健康手册的出生登记完毕证明的记载、婴幼儿医疗费补助、儿童补贴、加入国民健康保险者的分娩育儿一次性补助费申请与孩子的加入手续等，均可在市区町村役所一并办理。
- ②须向本国驻日大使馆或领事馆办理出生登记，领取孩子的护照。
- ③出生在日本，并在留60天以上时，必须在出生后30天之内，前往管辖居住地的地方入国管理官署申请取得在留资格的许可。(参阅P23“出生后取得在留资格”)

■养育孩子时“小孩补贴”

养育孩子的人可以领取每个小孩每月1万日元的小孩补贴，直至初中毕业为止(不到3岁和第3个小孩后直至小学生为止为1万5千日元)。要领取需向所在的市区町村申请。具体情况请向市区町村役所咨询。

■亡くなったとき《死亡届》

死亡したときは、7日以内に医師又は検死官の死亡診断書を持って居住地の市区町村役所に届出をします。死亡届書は通常、死亡診断書・死体検案書と一体となっています。また、自国の大使館又は領事館にも届出をします。亡くなった人の在留カードは出入国管理局へ返還します。

■自動車、土地、家を買ったり、権利に係わる契約をするとき《印鑑登録》

日本では、サインと同じような意味で、自分の名前が刻印してある印鑑(“ハンコ”とも言われています)を使います。居住地の市区町村役所に申請し登録した印鑑を「実印」と言い、印鑑登録をすると、「印鑑登録証(カード)」が発行されます。自動車の登録、不動産売買や商取引など権利に係わる契約をするときに、実印や印鑑登録証明書が必要となります。印鑑登録証明書は、市区町村役所で印鑑登録を提示し、印鑑登録証明書交付申請書を記載して申請します。

■在留の手続き

日本に在留するときには、出入国管理局で手続きが必要です。出入国管理局では、日本において活動できる範囲(「在留資格」といいます)と滞在できる期間(「在留期間」といいます)が記載された上陸許可証印をパスポートに押印します。在留資格以外の活動をするときや、在留期間を過ぎて滞在するときも、出入国管理局で手続きします。これらの手続きをしないと、処罰されたり、強制退去させられることがあります。

入国・在留資格について詳しいことは、地方出入国管理局(P22)、または下記「外国人在留総合インフォメーションセンター」へお問い合わせください。

■死亡時“死亡登記”

死亡後7日以内、須持医師や検屍官の死亡診断書向居住地の市区町村役所登記。死亡登記書通常と死亡診断書、尸体鑑定書为一体。另外、还须向本国驻日本大使馆或领事馆提出登记。死亡者的外在留卡应返还给入境管理局。

■购买汽车、土地、房屋、签署有关权利的同时“印鉴登记”

在日本，等同于签字之意，使用刻印自己姓名的印鉴(也称“印章”)。向居住地市区町村役所申请、登记的印鉴称为“实印”，办理印鉴登记后，即可发行“印鉴登记证(卡片)”。

签署汽车登记、不动产买卖与商务交易等有关权利的合同时，需要实印与印鉴登记证明书。到市区町村役所，出示印鉴登记证，填写印鉴登记证明书交付申请书，即可申请领取印鉴登记证明书。

■在留手続

在日本在留时，需要到入国管理局办理手続。

在入国管理局，将记载可在日本从事活动的范围(称为“在留资格”)与可滞在期间(称为“在留期间”)的上陆许可证印盖在护照上。

从事在留资格以外活动时，已过在留期间仍逾期滞有时，均需到入国管理局办理手続。不办理这些手続，会受到处罚或被强制送还。

有关入国、在留资格等的具体情况，请向各地的法务省入国管理局询问。

关于入国・在留资格的详情，请咨询地方入国管理官署(P22)或下述“外国人在留综合信息中心”。

◇外国人^{がいこくじん}在留^{ざいりゅう}支援^{しえん}センター^{せんたー}(FRESC)

外国人^{がいこくじん}の在留^{ざいりゅう}を支援^{しえん}する複数^{ふくすう}の関係^{かんけい}機関^{きかん}が入居^{にゅうきょ}して
います。

平日^{へいじつ} 午前^{ごぜん} 9:00 - 午後^{ごご} 5:00

東京都^{とうきょうと}新宿区^{しんじゅくく}四谷^{よつや} 四谷^{よつや}タワー^{たわー}13階^{かい}

TEL 0570-011000

TEL 03-5363-3013 (IP,^{かいがい}海外)

英語^{えいご}、中国語^{ちゅうごくご}、韓国語^{かんこくご}、ポルトガル語^{ポルトガルご}、スペイン語^{スペインご}、タガログ語^{タガログご}、ベトナム語^{ベトナムご}、タイ語^{タイご}、インドネシア語^{インドネシアご}、ネパール語^{ネパールご}

〔センター内^{ない}の行政^{ぎょうせい}機関^{きかん}〕

出入国^{しゆつにゆうこくざいりゅう}在留^{ざいりゅう}管理^{かんり}庁^{ちやう}

東京^{とうきょう}出入国^{しゆつにゆうこくざいりゅう}在留^{ざいりゅう}管理^{かんり}局^{きょく}

東京^{とうきょう}法務^{ほうむ}局^{きょく}人权^{じんけん}保护^{ほご}部^ぶ

法^{ほう}テラス

東京^{とうきょう}労働^{らうどう}局^{きょく}外国人^{がいこくじん}特别^{とくべつ}相谈^{さうだん}・支援^{しえん}室^{しつ}

東京^{とうきょう}外国人^{がいこくじん}雇用^{こゆう}サービ^{さーび}スセンター

外務^{がいむしやう}省^{しやう}ビザ^{びざ}・インフ^{いんぷ}ォメーション

日本^{にほん}貿易^{ぼうえき}振興^{しんこう}機構^{きこう}(ジェトロ)

◇東京^{とうきょう}出入国^{しゆつにゆうこくざいりゅう}在留^{ざいりゅう}管理^{かんり}局^{きょく}四谷^{よつや}分庁^{ぶんちやう}舎^{しゃ}

日本^{にほん}に在留^{ざいりゅう}する外国人^{がいこくじん}や、外国人^{がいこくじん}を雇用^{こゆう}したい企業^{きぎやう}
関係^{かんけい}者^{しや}等^{とう}へ、予約^{よやく}制^{せい}による個別^{こべつ}相谈^{さうだん}を^{おこな}行^なっています。

在留^{ざいりゅう}相谈^{さうだん}

予約^{よやく}専用^{せんよう}電話^{でんわ}: 03-5363-3025

(18言語^{げんご}に^{たいお}対応)

予約^{よやく}専用^{せんよう}フ^おォーム:

日本^{にほん}語^ご:

<https://www12.webcas.net/form/pub/fresc/yoyaku-jpn>

英^{えい}語^ご:

<https://www12.webcas.net/form/pub/fresc/yoyaku-eng>

住所^{じゅうしょ}: 東京都^{とうきょうと}新宿区^{しんじゅくく}四谷^{よつや} 1-6-1 四谷^{よつや}タワー^{たわー}13階^{かい}

月^{げつ}～金^{きん} 午前^{ごぜん}9:00～午後^{ごご}5:00

英語^{えいご}、中国語^{ちゅうごくご}、韓国語^{かんこくご}、ベトナム語^{ベトナムご}、ネパール語^{ネパールご}、インドネシア語^{インドネシアご}、タガログ語^{タガログご}、タイ語^{タイご}、ポルトガル語^{ポルトガルご}、スペイン語^{スペインご}

◇住日^{すにち}外国人^{がいこくじん}支援^{しえん}中心^{しんしん}(FRESC)

在日本^{ににっぽん}有许多^{おほく}支援^{しえん}外国^{がいこく}居民^{じゅうみん}的相关^{かんが}机构^{きこう}。

工作^{こうさく}日的^{じつ}上午^{ごぜん} 9:00-下午^{ごご} 5:00

东京^{とうきょう}都^と新宿区^{しんじゅくく}四谷^{よつや} 四谷^{よつや} Tower^{たわー}13 楼^{ろう}

TEL 0570-011000

TEL 03-5363-3013 (IP,^{かいがい}海外)

英语^{えいご}、中文^{ちゅうぶん}、韩语^{かんご}、葡萄牙语^{ポルトガルご}、西班牙语^{スペインご}、他加禄语^{タガログご}、越南语^{ベトナムご}、泰语^{タイご}、印度尼西亚语^{インドネシアご}、尼泊尔语^{ネパールご}

〔住日^{すにち}外国人^{がいこくじん}支援^{しえん}中心^{しんしん}内^{ない}の行政^{ぎょうせい}机关^{きかん}〕

日本^{にほん}出入国^{しゆつにゆうこくざいりゅう}在留^{ざいりゅう}管理^{かんり}庁^{ちやう}

東京^{とうきょう}出入国^{しゆつにゆうこくざいりゅう}在留^{ざいりゅう}管理^{かんり}局^{きょく}

東京^{とうきょう}法務^{ほうむ}局^{きょく}人权^{じんけん}保护^{ほご}部^ぶ

日本^{にほん}司法^{しゆほう}支援^{しえん}中心^{しんしん}(已开始^{いじ}有用^{ゆう}外语^{がいご}支援^{しえん}在日^{ににっぽん}外国人^{がいこくじん})

东京^{とうきょう}劳动^{らうどう}局^{きょく}外国人^{がいこくじん}特别^{とくべつ}咨询^{しんぎん}・支援^{しえん}室^{しつ}

东京^{とうきょう}外国人^{がいこくじん}就业^{こゆう}服务^{ふく}中心^{しんしん}

外^{がい}交^{こう}部^ぶ・签证^{しんしん}信息^{じふぎ}

日本^{にほん}贸易^{ぼうえき}振兴^{しんこう}机构^{きこう}(JETRO)

◇东京^{とうきょう}出入国^{しゆつにゆうこくざいりゅう}在留^{ざいりゅう}管理^{かんり}局^{きょく}四谷^{よつや}支所^{ししよ}

我们为^{われら}在日本^{ににっぽん}居住^{きゅうじゆ}的^{てき}外国人^{がいこくじん}，和^わ想^{おぼ}雇用^{こゆう}外国人^{がいこくじん}的^{てき}企业^{きぎやう}等^{とう}
相关^{かんが}人士^{じんし}提供^{ていき}预约^{よやく}制^{せい}的^{てき}个别^{こべつ}咨询^{しんぎん}。

居住^{きゅうじゆ}(在留^{ざいりゅう})咨询^{しんぎん}

电话^{でんわ}预约^{よやく}热^{ねつ}线^{せん}

(有^あ 18 种^{しゆ}语言^{げんご}可以^か为您^{あなた}服务^{ふく})

预约^{よやく}专用^{せんよう}表格^{たふ}

日^{にち}语^ご:

<https://www12.webcas.net/form/pub/fresc/yoyaku-jpn>

英^{えい}语^ご:

<https://www12.webcas.net/form/pub/fresc/yoyaku-eng>

地址^{ちぢ}: 东京^{とうきょう}都^と新宿区^{しんじゅくく}四谷^{よつや} 1-6-1 四谷^{よつや} Tower^{たわー} 13 楼^{ろう}

周^{しゅう}一至^{いち}周^{しゅう}五^ご 上午^{ごぜん} 9:00～下午^{ごご} 5:00

英语^{えいご}、中文^{ちゅうぶん}、韩语^{かんご}、越南语^{ベトナムご}、尼泊尔语^{ネパールご}、印度尼西亚语^{インドネシアご}、他加禄语^{タガログご}、泰语^{タイご}、葡萄牙语^{ポルトガルご}、西班牙语^{スペインご}

◇外国人^{がいこくじん}在留^{ざいりゅう}総合^{そうごう}インフォメーション^{いんぷおーしょん}センター
(平日^{へいじつ}午前 8:30 – 午後 5:15)

〒108-8255
東京都^{とうきょうと}港区^{みなとく}港南^{こうなん}5-5-30
東京^{とうきょう}出入国^{しゅつにゅうこく}管理局^{かりきょく}内
TEL 0570-013904
TEL 03-5796-7112(IP,海外)
e-mail: info-tokyo@i-moj.go.jp

◇外国人^{がいこくじん}在留^{ざいりゅう}総合^{そうごう}信息中心
(平日^{へいじつ}上午 8:30 到下午 5:15)

邮编 108-8255
東京都^{とうきょうと}港区^{みなとく}港南^{こうなん} 5-5-30
东京^{とうきょう}入国^{にゅうこく}管理局^{かりきょく}内
TEL 0570-013904
TEL03-5796-7112(IP、海外)
e-mail: info-tokyo@i-moj.go.jp

◇外国人^{がいこくじん}総合^{そうごう}相談^{さうだん}支援^{しえん}センター

〒160-0021
東京都^{とうきょうと}新宿区^{しんじゅくく}歌舞伎町^{かぶきちょう}2-44-1
東京^{とうきょう}健康^{けんこう}センター「ハイジア」^{かい} 11階^{かい}
しんじゅく多文化^{たぶんか}共生^{きょうせい}プラザ^{ない}内
TEL 03-3202-5535
英語^{えいご}、中国語^{ちゅうごくご} 月^{つき}～金^{きん} (第2^{だい}, 第4^{だい}水曜日^{すいようび}を除く^{のぞ})
ポルトガル語^{ポルトガル語}、スペイン語^{スペイン語} 月^{げつ}・火^か・水^{すい}
タガログ語^{タガログ語} 金
インドネシア語^{インドネシア語} 火
ベトナム語^{ベトナム語} 月^{げつ}・水^{すい}

◇外国人^{がいこくじん}総合^{そうごう}咨询^{さしん}支援^{しえん}中心

邮编 160-0021
東京都^{とうきょうと}新宿区^{しんじゅくく}歌舞伎町^{かぶきちょう} 2-44-1
东京^{とうきょう}健康^{けんこう}中心^{ちゅうしん}“HYGEIA” 11层
新宿^{しんじゅく}多文化^{たぶんか}共生^{きょうせい}广场^{ひろば}内
TEL03-3202-5535
英语^{えいご}、中文^{ちゅうぶん} 星期一^{げついち}～星期五^{げつご} (第2^{だい}、第4^{だい}个星期三^{さんしつ}除外^{とらい})
葡萄牙语^{ポルトガル語}、西班牙语^{スペイン語} 星期一^{げついち}・星期二^{げつに}・星期三^{げつさん}
他加禄语^{タガログ語} 星期五^{げつご}
印尼语^{インドネシア語} 星期二^{げつに}
越南语^{ベトナム語} 星期一^{げついち}・星期三^{げつさん}

(1)在留^{ざいりゅう}資格^{しやくかく}の種類^{しゆるい}和在留^{ざいりゅう}期間^{きかん}

在留^{ざいりゅう}资格^{しやくかく}种类^{しゆるい}与在留^{ざいりゅう}期间^{きかん}

A 根据不同^{にんじゆ}活动^{かどう}的在留^{ざいりゅう}

1 在各种^{しゆじゆつ}在留^{ざいりゅう}资格^{しやくかく}的规定^{ていぎ}范围内^{ない}可以进行^{かんと}就^{しゆ}职^{じやく}活动^{かどう}的在留^{ざいりゅう}资格^{しやくかく}。

ざいりゅうしやくかく 在留資格 在留資格	ざいりゅうきかん 在留期間 在留期間
がいごう 外交 外交	从事外交活动期间
こうよう 公用 公務	5年、3年、1年、3个月、30日或15日
きょうじゆ 教授 教授	5年、3年、1年或3个月
げいじゆつ 芸術 艺术	5年、3年、1年或3个月
しゆきやう 宗教 宗教	5年、3年、1年或3个月
ほうどう 報道 报道	5年、3年、1年或3个月
こうと 高度専門職 高技能专业职位	5年或无期限
けいさい・かんり 経営・管理 投资、经营	5年、3年、1年、6个月、4个月、或3个月
ほうりつ 法律 法律、会計業務 かいけいぎやうむ	5年、3年、1年或3个月
いりじやう 医療 医疗	5年、3年、1年或3个月
けんきゆ 研究 研究	5年、3年、1年或3个月
きやういく 教育 教育	5年、3年、1年或3个月
ぎじゆつ 技術・人文知識 国際業務 じんぶんちしき こくさいぎやうむ	5年、3年、1年或3个月
技术、人文知识、国际业务	

きぎょうないてんきん 企業内転勤 企業内调动	5年、3年、1年或3个月
かいご 介護 护理	5年、3年、1年或3个月
こうぎょう 興行 演艺活动	5年、3年、1年、3个月或30日
ぎのう 技能 技能	5年、3年、1年或3个月
ぎのうじっしゅう 技能実習 技能实习	法务大臣指定的未超过1年的时间范围内
とくていぎのう 特定技能 特定技能	1号：1年、6个月或4个月更新一次 2号：3年、1年或6个月更新一次

2 不能进行就职活动的在留资格。

ざいりゅうしかく 在留資格 在留资格	ざいりゅうまかん 在留期間 在留期间
ぶんかかつどう 文化活動 文化活动	3年、1年、6个月或3个月
たんきないざい 短期滞在 短期在留	15天、30天或90天
りゅうがく 留学 留学	法务大臣指定的未超过4年3个月的时间范围内
けんしゅう 研修 研修	1年、6个月或3个月
かぞくたいざい 家族滞在 家属在留	法务大臣指定的未超过5年的时间范围内

3 赋予各别外国人的、根据许可内容决定能否进行就职活动的在留资格。

ざいりゅうしかく 在留資格 在留资格	ざいりゅうまかん 在留期間 在留期间
とくていかつどう 特定活動 特定活动	5年、3年、1年、6个月、3个月或法务大臣指定的未超过5年的时间范围内

B 根据身份或地位的在留资格。

ざいりゅうしかく 在留資格 在留资格	ざいりゅうまかん 在留期間 在留期间
えいじゅうしゃ 永住者 永住者	无期限
にほんじん はいぐうしゃどう 日本人的配偶者等 日本人的配偶等	5年、3年、1年或6个月
えいじゅうしゃ はいぐうしゃどう 永住者の配偶者等 永住者的配偶等	5年、3年、1年或6个月
ていじゅうしゃ 定住者 定居者	5年、3年、1年、6个月或法务大臣指定的未超过5年的时间范围内

(2) 出入国在留管理局**・東京出入国在留管理局**

東京都港区港南5-5-30

電話:0570-034259

03-5796-7234 (IP・海外)

行き方: JR品川駅東口から⑧番乗り場「品川埠頭循環」または「東京入管出入国在留管理局前折り返し」で「東京入管出入国在留管理局前」下車

東京モノレール又はりんかい線(埼京線乗り入れ)

「天王洲アイランド」徒歩15分

受付時間: 月～金 午前9:00～午後4:00

・東京出入国在留管理局千葉出張所

千葉市中央区千葉港2-1

千葉中央コミュニティセンター内

電話:043-242-6597

行き方: JR総武線千葉駅で乗り換え、千葉都市モノレール「市役所前」徒歩2分、JR京葉線「千葉みなと」駅徒歩10分

受付時間: 月～金 午前9:00～午後4:00

(3) 在留期間の更新

在留期間を延長したい場合は、在留期間が満了する前に住居地を管轄する地方出入国管理局で更新の申請をします。6か月以上の在留期間を有する場合は、在留期間の満了するおおよそ3か月前から受け付けています。

【必要書類】

- ① 在留期間更新許可申請書
 - ② 活動内容ごとに法務省令で定める資料
 - ③ パスポート又は 在留資格証明書
 - ④ 在留カード又は 在留カードとみなされる外国人登録証明書
- 手数料: 4,000円(収入印紙で納付)

(4) 在留資格の変更

現在取得している在留資格の活動を中止して、別の在留資格に当てはまる活動を行おうとする場合、在留資格変更の手続きが必要です。

【必要書類】

- ① 在留資格変更許可申請書
- ② 活動内容ごとに法務省令で定める資料
- ③ パスポート又は 在留資格証明書

(2) 入国管理局**・東京入国管理局**

東京都港区港南5-5-30

電話:0570-034259

03-5796-7234 (IP・海外)

前往方法: 从 JR 品川站东口到⑧号公共汽车站乘坐“品川埠头循环”线、或“东京入国管理局往返车”，在“东京入国管理局前”下车

乘坐东京单轨电车或临海线(埼京线过轨)在“天王洲岛站”下车后步行15分钟

受理时间 星期一～五 上午9:00 到下午4:00

・東京入国管理局千叶派出机构

千叶市中央区千叶港2-1

千叶中央共同体中心内

電話:043-242-6597

前往方法: JR总武线千叶站换乘千叶城市单轨列车,从“市役所前”站步行2分钟, JR京叶线“千叶港口”站步行10分钟

受理时间 星期一～五 上午9:00 到下午4:00

(3) 在留期间更新

希望延长在留期间时,请于在留期间到期前到居住地管辖的地方入国管理机构办理更新手续。在留期间在6个月以上时,于在留期间期满前约3个月开始接受申请。

【必需证件等】

- ① 在留期间更新许可申请书
 - ② 各项活动内容对应的法务省令规定的资料
 - ③ 护照或照或在留资格证明书
 - ④ 在留卡或等同于在留卡的外国人登记证明书
- 手续费 4000 日元(以印花税票缴纳)

(4) 在留资格变更

要停止现在在留资格的活动,从事其他在留资格活动时,必须办理在留资格变更的手续。

【必需证件等】

- ① 在留资格变更许可申请书
- ② 各项活动内容对应的法务省令规定的资料
- ③ 护照或或在留资格证明书

- ④ 在留カード又は在留カードとみなされる外国人登録証明書
手数料:4,000円(収入印紙で納付)

(5) 出生による在留資格の取得

日本で出生し、60日以上在留する場合は、出生から30日以内に両親か近親者が居住地を管轄する地方出入国管理局に在留資格の取得許可の申請をします。

在留資格の取得許可の申請をする前に、市区町村役所へ出生届を提出するとともに、自国の在日公館に出生届を提出しパスポートの発給を受けることが必要になります。

【必要書類】

- ① 在留資格取得許可申請書
- ② 出生したことを証する書類

※提出資料については、法務省令で定められている資料以外にも提出を求められる場合がありますので、詳しくは、地方出入国管理局または外国人在留総合インフォメーションセンターにお問い合わせください。

手数料:なし

(6) 資格外活動許可

現在取得している在留資格以外の活動で収入・報酬がある活動をする場合は、事前に許可が必要です。例えば留学生がアルバイトを行う場合など。

【必要書類】

- ① 資格外活動許可申請書
- ② 資格外活動の内容を明らかにする書類
- ③ パスポート又は在留資格証明書
- ④ 在留カード又は在留カードとみなされる外国人登録証明書
手数料:なし

(7) 再入国許可

許可されている在留期間内に、一時的に日本を出国し、再び日本に入国する場合は、再入国許可を得ておくと、改めてビザを取る必要はありません。

再入国許可を得て出国し、その有効期間内に日本へ戻れば外国人の新規登録の必要はありません。再入国許可は、一回限り有効なものと、何回でも使用できる数次許可のものがあります。

【必要書類】

- ① 再入国許可申請書

- ④ 在留カード或等同于在留カードの外国人登記証明書
手数料 4000 日元 (以印花税票缴纳)

(5) 出生后取得在留資格

在日本出生后在留 60 天以上时，在出生 30 天以内必须由父母或近亲属到居住地管辖的地方入国管理机构办理在留资格取得许可的申请。

在留资格取得许可申请前，需要向市区町村役所办理出生登记，同时要向本国在日的使领馆办理出生登记，领取护照。

(必需证件等)

- ① 留资格取得许可申请书
- ② 证明出生的证件

※有关于提交证件，可能会被要求提交除法务省令规定的资料以外的证件。有关详情，请咨询各地区的入国管理官署或外国人在留资格综合信息中心。

手数料:无

(6) 资格外活动许可

在从事现在取得的在留资格以外的活动并有收入、报酬时，必须事前获得此许可，如留学生打工等。

(必需证件等)

- ① 资格外活动许可申请书
- ② 明确记载资格外活动内容的文件
- ③ 护照或在留资格证明书
- ④ 在留カード或等同于在留カードの外国人登記証明書
手数料:无

(7) 再入国許可

在许可的在留期间内临时从日本出国并准备再入国时，应取得再入国许可，即不必再申请签证。

获得再入国许可后出国、并在有效期内返回日本的外国人不需要重新登记。

再入国许可有一次有效及多次有效两种。

(必需证件等)

- ① 再入国許可申請書

②パスポート

- ③在留カード、在留カードとみなされる外国人登録証明書、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
手数料：1回限り有効3,000円（収入印紙で納付）、
数次有効6,000円（収入印紙で納付）

●みなし再入国許可

有効なパスポート及び在留カードを所持する外国人の方が出国する際、出国後1年以内に日本国内での活動を継続するために再入国をする場合は、原則として通常の再入国許可の取得を不要とするものです。（出国する際に、必ず在留カードを提示してください。）
詳しくは、地方出入国管理局または外国人在留総合インフォメーションセンターにお問い合わせください。

(8)永住許可

永住許可の申請は、通常の在留資格の変更よりも慎重に審査されます。

【必要条件】

- ①素行が善良であること
- ②独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること
- ③その者の永住が日本国の利益に合致すると認められること

（注）日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子の場合は、①及び②に適合することを要しません。

・難民の認定を受けている者の場合には②に適合することを要しません。

手数料：8,000円（収入印紙で納付）

*必要書類につきましては、申請人の在留資格によって異なりますので、入国管理局にお問い合わせください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/index.html>

②护照

- ③在留カード、等同于在留カードの外国人登記証明書、特別永住者証明書或等同于特別永住者証明書の外国人登記証明書

手数料：1次有効が3000日元（以印花税票繳納）、
多次有効が6000日元（以印花税票繳納）

● 等同再入国許可

持有有效护照及在留カードの外国人要出国時、出国後1年内为继续进行日本国内的活动而返回日本时、原则上不需要获得通常的再入国許可。（出国時请务必出示在留カード。）

详情请咨询入国管理局或外国人在留综合信息中心。

(8) 永住許可

永住許可の申請，需要通过比通常的在留資格变更更为慎重的审查。

【必要条件】

- ①品行端正。
- ②持有足够维持独立生活的资产或技能。
- ③其永住被认为符合日本国的利益。

（注）日本人、永住者或特别永住者の配偶或子女時、則不需要①、②的条件。

・获得难民认定的人不需要适用②的条件。

手数料 8000 日元(以印花税票繳納)

*关于必要的资料，根据申请人的在留资格不同存在差别，请向入国管理局咨询。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/index.html>

■税金

日本に住む人は、国籍にかかわらず、日本の法律に従って税金を納めなければなりません。税金は、主なものとして、所得税(国に支払う)、住民税(県や市町村に支払う)、消費税(買物やサービスに係る税)、自動車税(自動車を所有している場合に支払う)があります。

◇相談窓口

①所得税と消費税:

最寄の税務署又は東京国税局税務相談室

英語での相談:03-3821-9070

月～金(祝日を除く)

午前9:00～午前12:00

午後1:00～午後5:00

国税庁のホームページ(英語)

<https://www.nta.go.jp/english/index.htm>

②住民税と軽自動車税:居住地の市区町村役所

③自動車税:千葉県自動車税事務所 千葉市中央区問屋町1-11 電話043-243-2721

(1)所得税

1月1日から12月31日までの間に得た所得に対して国が課す税金です。

◇収入が給与のみの場合(給与所得者)

:通常、雇用主が手続きします。

①毎月の給与や賞与から源泉徴収(給与天引き)されます。

②年末調整で所得税が精算されます。

* 年末に、保険料や扶養家族の異動等による給与所得を精算し、「源泉徴収票」が翌年1月末までに雇用主から交付されます。源泉徴収票は、税金を納めたことを証明する書類で、在留資格の更新等で必要になりますので大切に保管してください。

◇給与以外の収入がある場合(自営業や勤務先で源泉徴収されていない場合、2か所以上から収入がある場合など):自分で税務署に確定申告をします。

・毎年3月15日までに、前年の1月から12月までのすべての収入や経費などを税務署に申告し、所得税を納めます。

■税金

住んでいる人(外国人)も日本法律で税金を納めなければならない。主な税金は、所得税、住民税、消費税、自動車税、自動車税など。

◇咨询窓口

①所得税と消費税:最近の税務署或東京国税局税務咨询室

英语咨询:03-3821-9070

星期一～星期五(节假日除外)

上午9:00～12:00

下午1:00～5:00

国税庁主页(英文)

<https://www.nta.go.jp/english/index.htm>

②住民税与轻型汽车税:居住地的市区町村役所

③汽车税:千叶县汽车税事务所 千叶市中央区问屋町1-11 电话043-243-2721

(1)所得税(Shotoku-zei)

所得税是国家针对从1月1日至12月31日期间个人的所得所征收的税金。

◇收入仅有工资时(工资所得者)

:通常由雇主办理手续。

①从每月的工资与奖金进行源泉征收(从工资先行扣除)。

②通过年底调整就所得税进行精算。

* 年底,就保险费与抚养家属变动等进行工资所得的精算,翌年1月底前雇主将“源泉征收票”向本人交付。源泉征收票是缴纳税金的证明文件,在办理在留资格更新等时需要提出,请妥善保管。

◇有工资以外收入时(自营业与工作单位不进行源泉征收时、从两个以上单位领取收入时等):自己向税務署进行确定申告。

・每年3月15日以前,就前一年1月至12月的全部收入与经费等向税務署进行申告,缴纳所得税。

◇ 所得税の還付

次の場合に確定申告をすると、所得税の還付を受けることができます。その際には、医療費の領収書などの証拠書類が必要です。

- ① 前年中に支払った医療費から健康保険や生命保険で補てんされた金額を差し引いた金額が、100,000円又は所得金額の5%のいずれか低い額を超える場合
- ② 自然災害や盗難による被害を受けた場合
- ③ ローンによる住宅を購入した場合

◇ 課税範囲や税率は、住所の有無や日本での居住期間によって非永住者以外の居住者・非永住者・非居住者に区分され、それぞれ異なります。

◇ 所得税的还付

在下列情况时进行确定申告后，可以接受所得税的还付。届时，需要医疗费收据等证据文件资料。

- ① 前一年中支付的医疗费减去健康保险与生命保险负担金额后的金额，超过 100,000 日元或所得金额的5%两者中较低额时
- ② 因自然灾害与被盗受害时
- ③ 贷款购入住宅

◇ 征税范围与税率按有无地址与在日本居住期间区分为永住者、非永住者、非居住者，各有不同。

区分 区分		所得税の課税範囲 所得税的征税范围
居住者 居住者	永住者 永住者	全ての所得 全部所得
	非永住者 非永住者	国内の所得(国内源泉所得)の全てと国外の所得(国外源泉所得)のうち国内で支払われたもの及び国内に送金されたもの 国内所得（国内源泉所得）、国外所得（国外源泉所得）中国内被支付所得、国外被汇款所得
非居住者 非居住者	在留期間が1年未満の個人 滞在不满1年者	国内において行う勤務等に起因するもの(国内源泉所得) 国内所得（国内源泉所得）

(2) 住民税

1月1日現在住んでいる各市町村役所が市町村民税と県民税を一緒に徴収します。税務署に提出されている確定申告書などに基づき、前年中の所得を基準に計算した金額と定額で負担する金額の合計が徴収されます。給与所得者は、この税金を6月から翌年の5月までの毎月の給与から直接差し引かれます。自営業者は、6月に各市町村役所から送付される納税通知書により、6月、8月、10月、1月の4回に分けて納付します(時期は市町村により異なることがあります)。

(2) 居民税 (Jumin-zei)

由1月1日现居住地的各市町村役所就市町村民税和县民税一并征收。根据向税务署提出的确定申告书等，以前一年中的所得为基础计算的部分金额与定额负担的部分金额合计构成征收金额。工资所得者的税金从6月至翌年5月为止的每月工资中直接扣除。自营业者按照市区町村役所6月寄来的纳税通知书，在6月、8月、10月、1月分四次缴纳（各市町村时间有所不同）。

◇ 外国税額控除について

外国において生じた所得で、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合には、一定の方法により計算された金額が控除されます。

◇ 外国税額扣除

在外国的所得，已就相当于该国所得税与居民税的税金进行征收时，应按一定的方法就计算金额予以扣除。

◇租税条約による特例について

日本は、二重課税を避けるため各国と租税条約を締結しています。条約締結国の国籍を有し、かつ非居住者に該当する人で、租税条約上、大学生等の「学生」や国内の滞在期間が「短期」であるなど一定の要件に該当する場合は、「租税条約に関する届出書」を税務署及び市町村役所に提出することにより所得税や住民税の特例の適用が受けられる場合があります。

(3)消費税

事業を行っている人から購入した物品とサービスの提供に対して10%の税金がかかります。

(4)自動車税・軽自動車税

自動車税は、毎年4月1日に自動車を所有している場合にかかる税金です。陸運事務所に登録された居住地に、都道府県から毎年5月に納税通知書が送付されるので、その通知書を使用して納付します。廃車したときは、速やかに陸運事務所で手続きを行わないと課税されますので、注意してください。詳しくは、自動車税事務所に問い合わせてください。

軽自動車税は、毎年4月1日にバイク(原動機付自動車)及び軽自動車(大型・中型バイクを含む)を所有している場合にかかる税金です。居住地の市町村からの納税通知書が送付されるので、その通知書を使用して納付します。詳しくは、居住地の市区町村役所に問い合わせてください。

◇ 税収協定的特例

为了避免双重征税，日本与各国缔结了税收协定。拥有条约缔结国国籍、并属于非居住者时，符合税收协定中大学生等的“学生”与国内滞在期间“短期”等一定要件时，向税务署及市町村役所提出“税收协定的登记书”，有时可适用所得税与居民税的特例。

(3)消費税 (Shohi-zei)

对从事事业者提供的商品与服务均应缴纳10%的税金。

(4)汽车税、轻型汽车税

(Jidosya-zei・Kei-Jidosya-zei)

毎年5月，都道府县会向陆运事务所登记的住址寄送纳税通知书，请利用该通知书进行缴纳。废车时，应尽快到陆运事务所办理手续。否则还被征税，请予以注意。具体请向汽车税事务所问询。

毎年4月1日拥有摩托车(附原动机自行车)及轻型汽车(包括大型、中型摩托车)时，应缴纳轻型汽车税。居住地的市町村会寄送纳税通知书，请利用该通知书进行缴纳。具体请向居住地的市区町村役所问询。